

PERTAPIS Islamic Theological Association of Singapore (以下、PERTAPIS) は、1970年に設立されたイスラム教徒によるNPO団体である。PERTAPISでは以下の11の福祉サービス事業を展開している。

(2001年改正)

### <入所サービス>

- 1) Halfway House  
(ドラッグ問題を抱える子どもが対象)
- 2) Centre for Women and Girls  
(女性が対象)
- 3) Children's Home  
(2～14歳の被虐待児が対象)
- 4) Adolescent Development Centre  
(14～18歳の男子児童が対象)
- 5) Senior Citizen Fellowship Home  
(60歳以上の身寄りのない老人が対象)

### <在宅支援サービス>

- 6) Welfare Trust Fund (食糧配給)
- 7) Women and Youth Section (リーダー養成)
- 8) Family Service Centre  
(地域福祉サービス)
- 9) Child Care Centre  
(共働き家庭の子育て支援)
- 10) Kindergarten Centre (幼稚園)
- 11) Weekend Moral Education Centres  
(宗教的教育活動)

上記のうち、2) Centre for Women and Girls、3) Children's Home を訪問・見学した。各施設ごとにサービス内容等、調査内容について報告する。

#### 4-1. PERTAPIS Centre for Women and Girls (PCWG)

##### 1) 根拠法と理念

PCWGは、以下の3つの憲章、法律を根拠とした施設である。

- 1) The Women's Charter (女性憲章)  
1985年
- 2) The Probation of Offenders Act  
(犯罪者の更正に関する法律) 1991年
- 3) The Children and Young Persons Act  
(児童及び青少年に関する法律) 1991年

PCWGでは、以下の5つの柱となる理念に基づいて援助プログラムを展開する。

- 1) 家族の代替的役割を果たす
- 2) 仲間同士で励まし合う
- 3) セラピーによって自己の存在価値を高める
- 4) イスラム教の理念と価値を理解する
- 5) 自己の役割を認識し、積極的な行動をとれる人間になる

##### 1) 援助・保護の対象と目的

PCWGは、以下のような危機にさらされている女性を保護する役割を担う。

- ・夫による暴力を受けている者
- ・未婚の母
- ・何らかの事情により緊急に保護が必要な女性

PCWGは、上記のような女性が回復するために必要となる「安全な環境」を保障し、彼女らが潜在能力を発揮できるようエンパワメントし、家庭や社会に復帰することができるよう援助するものである。PCWGにおける援助の目的は以下のとおりである。

- ・女性たちにレジデンシャル・ケアを提供し、彼女たちを保護する。
- ・犯罪を犯してしまった少女や非行少女に治療、教育プログラムを提供する。
- ・彼女たちの家族に積極的にはたらきかける。
- ・彼女たちの社会復帰の準備をする。
- ・社会復帰の機会や必要なスキルを提供する。

##### 3) サービス・プログラム内容

PCWGにおけるサービス・プログラムの具体的内容は以下のとおりである。

###### ①カウンセリング

カウンセリングの形態は、1対1の個人面接、グループ面接、家族を含めた面接等さまざまである。面接場面は、地域のクリニックに利用者施設職員とで出かける場合と、カウンセラーを施設に招いて実施する場合とがある。

###### ②セラピー、治療的プログラム

自己変容を促すことを目的とするプログラムで、イスラム教の教えに基づくものである。

###### ③宗教プログラム

イスラム教の原理について学ぶプログラムで、

礼拝参加、日曜学校等がある。

④生活技術の体得

施設を退所した後、地域で社会人として自立生活を営むための訓練である。具体的にはリーダー養成のためのグループワーク、コミュニケーション技術の体得、自炊等の自立訓練、社会常識に関する講習等がある。

⑤教育プログラム

ボランティアや施設職員による学習指導を実施する。

⑥雇用斡旋

退所が近くなった利用者に就職先を紹介する。

⑦アフター・ケア

施設を退所した後も、家庭訪問や職場訪問を行い、見守り、援助を継続する。

施設では日課が厳しく決まっており、外出も自由にできない状況である。階段や廊下の至るところに鍵のついた扉があり、施設内でも自由に行き来することはできない。利用者は厳しい管理・監視のもとで日々生活を送っている。

4) 財政

運営資金については、政府からの経済的支援があるものの、寄付金に頼る部分が非常に大きい。したがって、施設長の役割としては資金・寄付金集めが重要な仕事である。

施設職員の話の中で、寄付金集めに奔走するあまり、援助の質的向上まで力がまわらないという意見が聴かれた。施設においてより良いサービス・プログラムを展開するためにも、施設の財政保障が緊急課題である。

5) 職員配置

職員配置、施設設備等については、日本における「児童福祉施設最低基準」のような法的根拠はない。しかし、シンガポールにある全 15 の Children's Home によって、"Children's Home Network" を組織しており、そこで自主的に「施設の最低基準」のようなものを作成している。なお、このネットワークは3ヶ月に1回会合を開くことになっている。

"Children's Home Network"による自主基準では、職員配置は「子ども 15 人」に対して「職員 1 人」になっている。

6) 入所者について

PCWG の入所者の入所理由は、(表 1) のとおりである。

(表 1) 入所理由 (%) (重複あり) 1997-2000 年

	1997	1998	1999	2000
家出	63.8	71.9	64.1	66.0
喫煙	51.7	68.8	64.1	69.9
不純異性交遊	51.7	65.6	30.8	36.6
無断欠席	34.5	37.5	56.3	57.9
夜遊び	39.7	50.0	38.5	39.6
飲酒	36.2	40.6	42.1	51.8
居酒屋等への頻 繁な出入り	31.0	21.9	10.3	11.6
不良仲間との交 友	31.0	37.5	46.2	47.5
徘徊	43.1	96.9	61.5	72.6
妊娠	22.4	21.9	10.3	11.2
シンナー、ドラッ グ	17.2	81.3	17.9	12.6
性的虐待、強姦	20.7	9.4	25.6	26.4
身体的虐待	10.3	15.6	12.8	13.2
怠惰	24.1	43.8	28.2	36.4
年間平均入所者 数 (人)	58	32	39	55

身体的虐待や性的虐待といった、本人が被害者である入所者もいるが、「少女本人に何らかの問題がある」と判断され、保護されている者の方が多い。そのため「自己変容プログラム」が実施されたり、厳しい日課の中で生活することを強いられたりしていると考えられる。

入所者の年齢及び学歴については(表 2) のとおりである。

(表 2) 入所者の年齢、学歴状況  
(2001 年 9 月 23 日現在)

PRI 1-2	(6~7 歳)	16%
PRI 3-6	(8~11 歳)	22%
SEC 1-3	(12~14 歳)	44%
SEC 4-6	(15~17 歳)	18%

※「PRI」…Primary 「SEC」…Secondary

前述したとおり、シンガポールには義務教育制度はないが、施設退所後、就職し自立生活を営む

ために必要な知識、学業を身につけておく必要がある。そのため、学校から帰宅後の時間に、施設職員や学生ボランティアによる学習指導が実施されている。

#### 4-2. PERTAPIS Children's Home (PCH)

##### 1) 根拠法

PCH の根拠法は、The Children and Young Persons Act (児童及び青少年に関する法律) 1991年(2001年改正)と子どもの権利条約である。「子どもの権利擁護」という基本的視点に基づいた、子どもの保護・援助を行う。

##### 2) 援助の対象と目的

PCH では基本的にイスラム教徒の子どものみを入所させている。

子どもの処遇計画を立てるときは、基本的には目標を「家庭復帰」におく。そのため、週末は積極的に子どもを自宅に帰省させるよう心がけ、家族調整を図っている。

シンガポールでは、施設から家庭復帰する際は、施設側の意見を参考にしながら、最終的には裁判所が判断する。その際、ソーシャルワーカーは子どもや家族のアドボケート(代弁)機能を果たさなければならない。

##### 3) サービス・プログラム内容

施設内プログラムは、主に以下のとおりである。

- ・ホームプログラム  
レジデンシャル・ケアを意味する。掃除、洗濯、料理等、生活環境を保障すること
- ・カウンセリング  
PCWGと同様、カウンセリングの形態は、1対1の個人面接、グループ面接、家族を含めた面接等さまざまである。面接場面は、地域のクリニックに利用者施設職員とで出かける場合と、カウンセラーを施設に招いて実施する場合とがある。
- ・学習指導  
施設職員や学習ボランティアによる学習指導である。学校教育だけでなく、コンピュータ(パソコン)教室も実施している。
- ・社会見学  
施設行事として、遠足のような形で地域の機関等へ見学に出かける。

- ・スポーツ  
施設行事として各種スポーツ大会を開催する。
- ・宗教プログラム  
イスラム教の礼拝、行事等に参加する。

PCWG同様、施設内の行き来、外出等は自由にできない生活である。庭には有刺鉄線がはりめぐらされており、施設職員の話によれば、これは部外者の侵入を防止するためのものということであるが、日本の児童福祉施設では考えられない状況である。施設建物自体も老朽化が進んでおり、快適とは言いがたい生活環境である。

##### 4) 財政

PCWGと同様のため省略する。

##### 5) 職員配置

職員配置基準については、前述したとおりであるが、PCHでは、子ども65人に対して職員20人(調理、掃除スタッフ、非常勤含む)を配置している。施設長は、イギリス留学経験があり、ソーシャルワークについて専門的に学んできた者であったが、他のスタッフについての学歴は不明である。

##### 6) 入所者について

PCHは男女混合、定員65人のホームである。子どもたちは施設のスクールバスで毎日地域の学校に通学する。

入所理由については、ひとり親家庭、虐待、低所得等さまざまである。

#### 5. Canossaville Children's Home

Canossavilleはキリスト教(カトリック)教徒によって設立された福祉団体である。

Canossavilleでは以下のサービス事業が展開されている。

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・ろうあ学校
- ・Children's Home (Day Care(SCC)と Residential Care)
- ・修道女の住居

上記のうち、Children's Homeを見学したので報告する。

## 5-1. Residential Care

### 1) 職員構成

Residential Care では、入所児童 26 名に対して職員 14 名が配置されているが、この 14 名は Day Care と兼務である。職員構成は、ディレクター 2 人、シスター 1 人、常勤 4 人、夜勤 2 人、調理 1 人、Foreign Staff 4 人である。“Foreign Staff”とは、外国人採用枠で、業務内容は掃除等の雑務である。Cannosaville に限らず、どの社会福祉施設においても必ず“Foreign Staff”を雇うよう義務付けられている。

施設職員の資格要件は特になく、「優しくて笑顔絶やさない人」を採用することになっている。就職後に、さまざまな研修に参加させることによって専門性を高めていくよう努めている。

### 2) 施設職員の現任研修

施設職員の現任研修には、①MCDS、NSPC による研修、②Children's Home Network による研修、③施設独自による研修、の三種類があるが、Cannosaville は他の施設と比べて特に研修に力を入れており、職員を積極的に外部研修に参加させている。

### 3) 入所者

2000 年 12 月現在の入所児童の家族背景は、「ひとり親家庭」21 名、「両親いるが低所得者」6 名、「両親いるが養育困難」2 名（合計 29 名）となっている。

(以上、伊藤嘉余子)

## 6. 国立シンガポール大学

国立シンガポール大学は、シンガポール国内で唯一ソーシャルワーカー養成課程を設置している大学である。そこで、シンガポールにおけるソーシャルワーク課程のカリキュラムと卒業生の進路についてヒアリングを行った。

### 1) 大学 (学部) 社会福祉課程

「ソーシャルワーク」について専門的に学ぶ課程は大学院のみに設置されており、学部の段階では、“Art and Social Science Faculty”学科において、社会福祉を専攻する形式になっている。“Art and Social Science Faculty”学科は、定員 150 名で、3 年間で学士号が授与される。

学部 2 年次には、現場実習が必須科目として学生に課せられる。実習期間は 2 週間で、主な実習先としては、児童養護施設、学校、病院、社会復帰施設、地域の機関・団体、刑務所等が挙げられる。

### 2) 大学院 “Social Work Course”

大学院の“Social Work Course”は定員 30 名であり、3 年間で修士学位が授与される。

最初の 2 年間は概論、教養的なものを学び、3 年次に専門分野に分かれ、研究を行う。設置されている専門分野の中に「児童福祉」という分野はなく、家族福祉、高齢者福祉、保健福祉等の専門分野がある。児童虐待にかかわるソーシャルワーカーを志す者は「家族福祉」を専攻することになる。

### 3) ソーシャルワーク課程卒業者の進路

ソーシャルワーク課程修了者の就職率は極めて高く、比較的条件の良い企業に採用されることが多い傾向にある。対人援助やコミュニケーション技術について専門的に学んでいることから、企業内の新人養成やスーパーバイザーとしての期待が大きいことが主な理由である。

主な就職先は、一般企業のトレーニング・コンサルタント、スクールソーシャルワーカー、地域のコミュニティ開発セクションなどであり、社会福祉施設への就職は少ないという現状がある。給料が安いことが最大の理由である。

課題として、ソーシャルワーカー、社会福祉施設職員、心理職等専門職の資格要件の法定化があり、研究者と MCDS とで、これらの専門職の法的資格化に向けて、現在協議中とのことである。

(才村 純)

## 7. COVENANT Family Service Centre

Family Service Centre (以下、FSC) は全国 28 ヶ所に設置されており、地域の相談支援機関としての機能をもつ機関である。そのうちのひとつ COVENANT Family Service Centre を見学した。

### 1) 職員構成

職員は全部で 11 名おり、「ディレクター」1 名、「主任ソーシャルワーカー」1 名、「ソーシャルワーカー」3 名、「カウンセラー」1 名、「プログラムコーディネーター」2 名、「事務職」1 名、「一

般職」1名、「非常勤ワーカー」1名である。

職員の資格要件は特になく、そのためソーシャルワーク課程を修めていない者が「ソーシャルワーカー」として採用され、「ソーシャルワーカー」と名乗るという現状がある。

前述したとおり、社会福祉機関は、給料が安いので就職希望者が少なくマンパワー不足問題を抱えている。そのため、援助の実施にあたっては、ボランティアに頼る部分が大きく専門性の確保も課題となっている。

## 2) COVENANT FSC の職員研修プログラム

職員採用の時点で資格要件がないため、就職後の研修によって専門的な知識や技術を修得させる傾向にある。COVENANT FSC でも職員の研修に力を入れており、年間全 17 本の研修を実施している。

## 3) COVENANT FSC におけるサービス事業

COVENANT FSC では、地域の福祉援助機関としてさまざまなサービスを展開している。

### ①電話相談

### ②ケースワーク、カウンセリング

### ③スクールソーシャルワーク

ソーシャルワーカーが地域の学校に出向き、ソーシャルワークを行う。

### ④他の援助機関の紹介、広報

### ⑤家族教育 (Family Life Education)

目的 1) 親になるための準備、子育ての知識・スキルの体得

2) 我が子の潜在能力を高める

内容 1) 親同士の勉強会

2) 情報交換の場の提供

3) 図書室の開放

4) 機関紙の発行

### ⑥児童・青年へのサービス

内容 1) おもちゃ、本の貸し出し

2) 英語教育

3) 読み聞かせ

4) 学習指導

5) 休日・余暇活動

6) ひとり親家庭の子どもへの援助

### ⑦地域の低所得者へのサービス

### ⑧ボランティア育成

以上のように、FSC は、日本で言う児童相談所、福祉事務所、公民館、社会福祉協議会といった機関の機能をあわせもつ重要な社会資源として、地域住民の生活支援に寄与している。

(伊藤嘉余子)

## 8. まとめ

今回の調査では、特に児童虐待に関係する機関職員の専門性確保のための制度やその運用の実態を把握することを主たる目的として、政府機関 1 か所 (MCDS)、児童福祉関係施設 3 か所、大学 1 か所、シンガポール独自のコミュニティ施設である FSC 1 か所を訪ねた。

全体的な印象としては、虐待への対応および専門性確保のための制度的基盤は、わが国に比べ脆弱と言える。例えば、わが国の厚生労働省の児童福祉専門官と児童相談所職員の役割を併せ持つ MCDS のソーシャルワーカーは全員が大学卒以上で、大学においてソーシャルワークまたは心理学を専攻しているが、法律上は資格要件に関して何の定めもない。また、施設職員や FSC のソーシャルワーカーについても、法的資格要件はない。ただし、就職後の現任研修については比較的に力を入れているようで、施設における自主的な研修はもちろんのこと、政府がバックアップする NSPC(シンガポール虐待防止協会)による外国人等を招いた体系的な研修には多くの施設職員が参加している。

また、シンガポールでは、様々な援助機関の紹介により施設が入所を決定する仕組みになっており、わが国のように措置制度はなく、法定の措置機関というものも存在しない。施設運営には一定の国庫補助制度があるが、寄付に拠るところが大きい。さらに、わが国のように、施設の設備や人的配置要件等に関する国の規準はなく、現実には Children's Home Network による自主規準に依拠している。

このように、シンガポールでは、法制度を含め福祉に対する公的関与が緩やかであるが、これには多民族・多宗教国家であるがために、国において一元的な制度化が困難であるという事情も一因しているかも知れない。なお、現在、シンガポールではソーシャルワーカー、社会福祉施設職員、

心理職等専門職の資格要件の法定化を検討中とのことである。

一方、今回の訪問調査では、わが国の施策を考える上で次のような有益な示唆も得られた。一つは、児童虐待ケースにおける保護者援助が重視されていることである。わが国では、保護者指導は一義的に児童相談所の業務とされており、児童虐待防止法は保護者に対し児童相談所の指導を受ける義務を課しているものの、これを担保する仕組みにはなっていない。この点、シンガポールでは、MCDS によって保護者に援助指示が出された場合、保護者がこれを拒否すると刑事責任を迫する形で保護者のケア受講に対する強制力を持たせている。ただし、保護者との対立関係を惹起する可能性の多い初期介入権限と援助権限という、両立困難な2つの権限を MCDS という同一の機関に付与している矛盾は指摘しておかなければならない。一定の親権制限を伴うケア受講指示は、行政機関ではなく、本来的には司法の裁定に委ねるのが妥当であろう。このように、課題はあるにせよ、保護者によるケア受講を担保しているシンガポールの制度は、保護者へのケアのあり方が喫緊の課題となっているわが国にとって有益な示唆を与えるものである。

二つ目は、FSC である。これはシンガポール独自の制度で、ソーシャルワーク・サービスに対する地域住民の一義的な窓口となっているものである。現在、シンガポールには28ヶ所のFSCがある。人口約11万人に1か所の計算となり、人口当たりの設置数や一義的な相談窓口という点でわが国の福祉事務所に近い機関といえる。しかし、FSCは、相談のみならず家庭教育、スクールソーシャルワーク、子どもたちへの学習指導や休日・余暇活動支援、ひとり親家庭の子どもへの支援、ボランティア育成等、幅広い支援プログラムを有するものであり、地域住民にとって最も身近な機関でありながら総合的かつ専門的な支援サービスを受けることのできる機関である。いわば、わが国における福祉事務所、児童相談所、児童館、公民館、社会福祉協議会等の機能を併せ持つ地域総合施設と言えよう。

わが国では、支援サービスの内容や支援方法が各機関や施設で異なる、つまり相談支援機関が細分化されているため、援助ニーズを抱えた住民はどこに相談にいったらよいかわからないことがよくあり、中にはたらい回しになったり、複数の機関

や施設を利用しなければならない場合も少なくない。また、利用するサービスによっては、遠方まで通わなければならない場合もある。シンガポールのFSCは、幅広い専門的なサービスを地域の拠点施設において一元的に提供するものであり、わが国における子ども家庭支援施策を検討する上で有益な示唆をもたらすものである。

FSC において提供されるいずれの支援プログラムも示唆に富むものであるが、とりわけ、家庭教育(Family Life Education)プログラムは、親のペアレンティング・スキルの涵養に向けたワークショップ(体系的な訓練プログラム)や親同士のミーティングの開催、親へのメーリングレターの発送等を通じて親を具体的に支援するものであり、親の孤立に起因した子育て不安や児童虐待が深刻化する中で予防的支援のあり方が重要な課題となっているわが国においても、参考となる取組みと言える。また、われわれが訪問したCovenant FSCでは、ワークショップを受けた親を対象にテストを実施するなど、訓練の成果に対する評価を実施していた。わが国では、この種の支援活動に対する評価は殆ど実施されておらず、この点も参考にすべきものと思われる。

いずれの訪問先においても、私たちは暖かな歓迎を受け、質問にも熱意を込めて答えていただいた。FSC について特別寄稿をいただいたCovenant FSCのSim Ngnee Mong氏をはじめ、調査にご協力をいただいた方々に対し、心からお礼を申し上げる次第である。

(才村 純)

## シンガポールのファミリーサービスセンター

SIM NGEE MONG  
コベナント・ファミリーサービスセンター  
(シニア・ソーシャルワーカー)

日本語訳 澁谷昌史  
(上智社会福祉専門学校)

研究要旨：シンガポール独自の制度であるファミリーサービスセンターについて、その実態を明らかにすることを目的とし、ファミリーサービスセンターのソーシャルワーカーである SIM NGEE MONG 氏にセンターのサービス内容について紹介してもらったものである。

### はじめに

1977年、アン・モー・キオ・ソーシャルサービスセンター (the Ang Mo Kio Social Service Centre) が設立された。これは、シンガポールで初めて設立されたファミリーサービスセンターのひとつである。このセンターは、任意に設立された福祉団体であった。このことは、センターが、大衆からの寄付金を資源とした活動であったことを意味する。

1992年頃から、政府はファミリーサービスセンターの考え方に興味を持つようになり、それを推進するようになった。パイロット・プロジェクトが、4つのファミリーサービスセンターで実施された。パイロット・プロジェクトにおいては、政府は、センターの機能に関するいくつかの指針を定めるのとあわせて、センターに資金を提供した。

パイロット・プロジェクトから2年が経過すると、さらに多くのセンターが動き始めた。現在では、シンガポールで30以上のファミリーサービスセンターが存在するに至っている。

### 第1章 シンガポールのファミリーサービスセンター

#### 目的

ファミリーサービスセンター設置の基本的目的は、コミュニティの住民がソーシャルサービスを気軽に利用できるようにすることにあった。センターでは、基本的な生活支援サービスを提供することを目的として

いた。そして、特別なニーズがある場合には、特別サービスに紹介がなされるようになっていた。いわば、ファミリーサービスセンターは、あらゆる患者と会い、必要であれば患者を特別な医者や病院に紹介する一般開業医のようなモデルに立脚したものであったといえる。

新しく設立されているセンターは、公営住宅が多く集まっているところにある。そして、通常は、公営住宅の中心地点に置かれているものである。また、普通は、アパートの1階部分の一区画に位置している。というのも、公営住宅内で利用できる唯一の空間が、そこだからである。

#### 資金

ファミリーサービスセンターを設立することをコミュニティに奨励するために、政府は、何らかの形で認められている機関に、センター設立のための資金を提供していた。資金提供と設立の原則は、以下のとおりである：

1. 新しいセンターを設立するに当たって必要となる資本金のために、政府は、その90%を提供する。
2. 政府は、住宅局 (housing authority) に新たに敷地の申請をすることを支援する。機関は、敷地の使用に関する住宅局の条件を守らなければならない。そして、少なくとも5年間はその場所にとどまる必要がある。機関は、最低市場価格でその敷地の賃貸料を支払うことになる。

3. 政府は、機関の運営コストの50%を提供する。

### そのほかの指針

1. 推奨されるセンターの敷地面積は、370平米である。これは、スタッフ室、トイレ、活動スペースについて、あらかじめ定められた条件で計算したものに基づくものである。
2. それぞれのセンターは、以下のスタッフをそろえることが推奨される。

所長 1名

シニア・ソーシャルワーカー 1名

運営管理者 1名

ソーシャルワーカー 3名

プログラム・コーディネーター 2名

プログラム・アシスタント 2名

事務員 1名

清掃員 1名

### スタッフ

現在のところ、ソーシャルワーカーやカウンセラーの資格を定めている法律はない。実際には、誰であっても、何の資格もなく自分のことをカウンセラーと名乗ることができる。しかし、専門職団体として、シンガポール・ソーシャルワーカー協会がある。そこへは誰でも入会できるようにはなっておらず、一定の教育条件を満たさなければ会員になることはできない仕組みを採用している。そして、協会は、ソーシャルワーカーを名乗る人は、一定のソーシャルワーク学位を有さなければならないと強調しているのだが、現場には、協会の会員でないソーシャルワーカーが多く存在するというのが現状である。このことは、それ自体で、ソーシャルワーカーの地位に対して、ソーシャルワーカーのみを雇用する必要性を訴える圧力となるものである。

シンガポールにおいては、サイコロジストにとっても状況は同じである。サイコロジストは、ファミリーサービスセンターで働くこともある（ただし、推奨される職種としてサイコロジストは認められていない）。実際には、サイコロジストが勤務しているセンターはほとんど皆無である。いる場合には教育支援サービスに従事している。また、カウンセラーを雇用しているところが少数ある。

### スタッフ・トレーニング

センターで、スタッフをトレーニングするシステム

は、公的に用意されていない。利用できるコースに頼って、トレーニングをスタッフに受けさせることは、それぞれのセンターに任されている。ケース・バイ・ケースではあるが、スタッフは、自分の活動領域に関連した特別な免状のために、より高い資格を求める。ファミリーサービスセンターのためのトレーニング・プログラムを実施する団体がいくつかある。それは：

1. 全国ソーシャルサービス協議会（The National Council of Social Service）。これは、シンガポールにおけるすべてのソーシャルサービスのための調整団体である。
2. ファミリーリソース・アンド・トレーニングセンター（The Family Resource and Training Centre）。これは、シンガポール・ソーシャルワーカー協会により設立された団体である。幅広くトレーニング・プログラムを計画している。
3. カウンセリング・アンド・ケアセンター（Counselling and Care Centre）。この機関は、カウンセリングを提供し、カウンセリング・スキルの向上を望む人たちへのトレーニングを実施している。

様々なトレーニング・トピックスが、年間を通して実施されている。とくに重要なトピックスとしては、以下のものがあげられる：

1. とくにファミリーセラピーおよび夫婦セラピーの領域におけるカウンセリング・スキル。ファミリーサービスセンターの仕事の大部分でカウンセリングが必要となるため、これは重要である。
2. 特別なクライアント・グループと活動することや、特別なニーズに対応していくこと。たとえば、配偶者間暴力というトピックスや、子どもたちについて理解すること、そして、若者たちと活動すること、など。
3. そのほかの領域。たとえば、ボランティア・マネジメントやプログラム・プランニングなど。

高額なトレーニング・コースにスタッフが派遣される場合には、1～2年の間、スタッフをセンターに拘束しておくことが普通である。

### サービス

ファミリーサービスセンターには、以下の基本サービスを提供することが期待されている。



## 1. ケースワークとカウンセリング

これには、個人や家族を担当すること、そして、必要なときにはカウンセリングを提供することを含んでいる。

## 2. 情報と紹介

ファミリーサービスセンターはまた、ある特定のコミュニティの住民にとって、第一線の機関として機能している。そのため、社会的ニードを有する人は誰でも、サービスを求めてセンターを訪れることができる。センターがそのニーズを充足することができない場合には、必要な情報を提供したり、その住民のために紹介をしたりする。

## 3. ボランティア養成

ボランティアは、いくつかの理由で活用される。ボランティアは、コミュニティが抱えるニーズを充足することに、コミュニティ自身が関与できるようにするときの助けになる。ボランティアは、自らの豊かな経験とスキルを提供し、常勤職員の仕事を補うという価値ある資源なのである。そこで、センターでは、ボランティアを募集、配置、維持するためのシステムを持つことが必要になる。これは、ダイレクト・サービスではないが、センターの支援プログラムで、よりよいサービスを提供する媒体となるものである。

## 4. 支援プログラム

それぞれのセンターでは、それぞれ特有なニーズを有している近隣に奉仕している。ニーズ・アセスメントがそれぞれのエリアで実施され、ニーズに応じて特別なプログラムやプロジェクトが実行される。これらプログラムの中には、ボランティアを活用するものもある。

そうした支援プログラムの例として、母親が働きに出ていて、家庭で子どもを監督する者が誰もいないような家族のための、放課後ケアプログラムがある。高齢者のためのドロップイン・サービスや、食事サービスのようなプログラムも、支援プログラムの一例である。家族生活教育プログラムも、この類型に入るものである。

支援プログラムは、自己支援が期待されるものであり、センターの収入を生み出すものでさえある。サービスを利用する人たちは、プログラムを利用した分だけ、支払いが求められる。政府は、支援プログラムには資金提供しないことを明らかにしている。ただし、

政府があるプログラムを推進しようという計画を持っている場合には、この例外が発生する。たとえば、家族生活教育は、この例外に該当するプログラムである。

## 各ファミリーサービスセンターの運営

各センターは独立して運営されているが、いくつかの団体は支部を設けている。つまり、2ヶ所あるいはそれ以上のファミリーサービスセンターを運営している団体もある。各センターあるいは団体は、自ら管理運営委員会を持ち、各センターがプログラムやサービスをどのように運営するかを決定している。

そのため、どのようにカウンセリングがなされるかについて、その基準となる手続きはない。しかし、カウンセリング・ケースを実施する場合には、クライアントが居住している地域を担当しているファミリーサービスセンターが担当するという理解は成立している。新規ケースの場合は非公式に、新規ケースでない場合は公式に、ほかのセンターへケースの紹介がなされるのが通例である。

## スクールソーシャルワーク

これは、コミュニティにリーチアウトしていく方法として、ファミリーサービスセンターの仕事の中でもかなり新しい活動領域に属するものである。どのように実践されるかについての基準はなく、すべてのセンターがスクールソーシャルワーク活動に関与しているわけではない。

スクールソーシャルワークに共通する特質とは、生徒へのカウンセリング・サービスの提供である。このサービスが提供される時間数に関して、学校との間で合意がなされており、1時間単位で通常は課金されている。

ほかにセンターにより提供されているサービスの領域としては、次のものが含まれる：

1. 学校における教員へのトレーニング
2. 親と子どもたちのために話をしたり、ワークショップをしたりすること
3. 特別休暇のキャンプや生活スキル・トレーニング
4. 特殊プロジェクトの運営

## 家族生活教育

家族生活教育は、ファミリーサービスセンターにおける支援プログラムのひとつとしてみなされてきた。伝統的に、とくに子育て (parenting) に関する話やワークショップを提供するものとして位置づけられて

きた。近年では、結婚準備や結婚の成功 (marriage enrichment)、そしてグランドペアレンティングといったアイデアが強調されている。

定期的に家族生活教育プログラムを実施しているセンターは多くはない。この背景には、いくつかの困難や制約がある。

1. これらプログラムを実行する有能なスタッフの欠如。代わりに、外部のスピーカーやトレーナーが要請されている。海外のスピーカーや、あるいは著名なスピーカーでなければよいプログラムにはならないという一般的な認識も背景にはある。
2. プログラムに人々を参加させることの困難。これは、部分的には、宣伝の欠如に拠るものである。宣伝は、きわめて高くつくものである。プログラムへの参加は、時としてあまりにも数少ないものとなるため、プログラムを運営するニーズを正当化することができない。

家族生活教育プログラムを実施するためによりよく設立されたセンターほど、より多くの参加者を魅了することができるということが、経験的にわかっている。しかし、現在の状況は、家族生活教育プログラムを実行する多くの団体（ファミリーサービスセンターに限らない）があり、かなり自由にプログラムを選択することができるようになってきている。このことは、基本的に、参加者を魅了するための競争が行われているということの意味している。そのため、ほかのセンターがすでに実施している家族生活教育を、あえて自分のところで実施する意義を見出せないというセンターも出てきている。

知られている限りでは、家族生活教育に関する確立した研究はない。これは、大部分の時間、参加者は話に参加するだけであり、そのプログラムの効果を科学的に見出すことが不可能なためである。

コベナント・ファミリーサービスセンター (Covenant Family Service Centre) では、年間、話し合いをするグループを5つほど実施し、ワークショップを2回ほど開催している。私たちは、実行しているワークショップのモニターをしている。これは、子育てスキルのワークショップで、効果的子育てのためのシステマティック・トレーニング (Systematic Training for Effective Parenting) と呼ばれているものである。これは、合衆国から入手可能なパッケージとなっている。

このプログラムは、7週間にわたって実行される。その効果は、親に対するテストの平均により計測される。5つの主たるスキルがテストされ、平均される。参加者は、2.5 スキルをプログラム学習することを求められる。この計測形態の限界は、実際場面にまで学習したことが般化できるかについて考慮していないことであり、スキルの長期的な保持まではわからないことである。

### 子どもたちと若い人々へのサービス

各ファミリーサービスセンターは、コミュニティのニーズに応じて独自のプログラムを実行している。共通して実施されているプログラムの中には、次のようなものがある；

1. 授業。学校での活動に困難を抱えている子どもたちのためのものである。センターは時折、低所得層の家族やケースワーク中のクライアントに、このプログラムへの参加を限定している。通常は、ボランティアが教えており、個別授業か、小集団授業のいずれかの形態で行われる。
2. 読書プログラム。子どもたちが読むことに困難を持っている場合、治療 (remedial) プログラムのひとつとして、ボランティアか教師のどちらかにより教えられる。
3. 監督付宿題 (supervised homework)。通常は、ボランティアにより行われており、遊びの要素も含まれる。
4. プレイ・プログラム、あるいは子どもたちのクラブが、子どもたちを社会化し、子どもたちにある社会的価値を伝えることの一助として行われている。
5. 休暇プログラム。これは、学校の休暇の間、子どもたちを手持ち無沙汰にしないために実施されるものである。
6. おもちゃと本のサービスは、低所得層の家族出身の子どもたちに、いろいろなおもちゃや本に触れる機会を提供するものである。
7. 生徒ケアサービス。子どもたちは、学校が始まる前、あるいは放課後のどちらかに、センターに行く。子どもたちの親は、通常は働いており、このプログラムは、日中、子どもたちの監督をするものとなっている。

### 低所得層の家族へのサービス

低所得層の家族に対しては、特別なサービスは用意

されていない。経済的支援の申請は、ほかの資源からなされる必要がある。ファミリーサービスセンターにより組織されているそのほかのプログラムに参加している家族は、補助金を得たり、あるいはプログラム参加費免除を受けたりすることになる。

### ボランティア

ファミリーサービスセンターは、自分たちの責任で、ボランティアの募集、トレーニング、そしてその維持をすることが期待されている。これは、年間通して継続する課題である。たいていのセンターは、夕食会あるいは特別なイベントを開くことにより、ボランティアの努力を認める日を一日確保している。

### 評価

現在、ファミリーサービスセンターを評価する基準はない。各センターは、自分たちで自分たちの仕事に関する統計をまとめている。コミュニティ・ディベロップメント省（The Ministry of Community Development）は、センターの実績をモニターするよう、全国ソーシャルサービス協議会を指導している。現在なされていることは、協議会が様々なファミリーサービスセンターから統計を集めることである。この団体が、シンガポールにあるセンターの統計を保持しているだろう。統計のいくつかの領域においては正確であるが、プログラムに関する多くの領域はそうではない。これは、各センターのデータ収集方法の違いに拠るものである。

## 第2章 コベナント・ファミリーサービスセンター (Covenant Family Service Centre)

コベナント・ファミリーサービスセンターは、1987年8月に始められた。センターの目標は、以下のとおりである：

1. 家族ユニットを強化し、個人と家族のウェルビーイングを高めるために様々なサービスを提供すること。
2. コミュニティにある家族のニーズを充足するために、治療的、発達の、予防的、そして啓発的アプローチを適用すること。
3. プログラムとサービスについて、家族を志向したアプローチを強調すること。
4. 家族の社会的ウェルビーイングを促進するために、コミュニティとともに、コミュニティの中で、

そしてコミュニティのために活動すること。

センターの主たるプログラムは、以下のとおりである；

### ペアレントライン

これは、親になるための課題（the challenge of parenthood）に対処できるよう親を援助する目的で、1988年に始められた親のためのホットラインである。月曜日から金曜日まで、時間は午前9時から午後5時まで運営している。これは、シンガポールで唯一の、親のためのテレフォン・ホットラインである。2001年に受けた電話受付内容によると、親により取り上げられた共通関心事項は次のとおりである：

- ・子どもの管理と躾（30%）
- ・10代の子どもたちへの対応（29.4%）
- ・夫婦問題（19.9%）
- ・学習と動機付け（13.4%）
- ・その他（8.7%）

各年、私たちは、1,500件の電話を受けている。これは、平均して1日あたり5~7件の電話に回答していることになる。

### ケースワークとカウンセリング

2001年、私たちは全部で480ケースを扱った。これらケースの大半は、コミュニティ・ディベロップメントとスポーツ省（the Ministry of Community Development and Sports）、全国ソーシャルサービス協議会、学校、そしてそのほかのコミュニティ団体といった様々な機関から紹介されたものである。

経済的支援ケースが、全ケースの40.7%に上る。センターはこの援助を提供するための資金を持っていないため、経済的援助を提供してくれるように、ほかの基金から援助を求めることになる。

### 学校を基盤としたカウンセリング・サービス

私たちのセンターでは、現在、私たちの近隣地にある2つの中学校と1つの小学校でカウンセリングを提供している。これは、予約制となっており、カウンセラーが週に一度学校へ出向いている。私たちはまた、問題を特定するための、いくつかの基本的なスキルを教師に提供している。2001年には、合計76名の生徒にカウンセリング・サービスが提供された。

## 家族生活教育

以下のプログラムは、年間ベースで運営されているプログラムである。

子どもの管理あるいは教育に関するトピックスについて、1年間話し合うプログラムを5つ。約70～100名の親が、このプログラムに参加している。

子育てスキルを伝える子育てワークショップを2つ。これは、先述したSTEPプログラムである。約15～20名の親が、このプログラムに参加している。

私たちのメーリングリストで、約400名の親に送付されているニュースレター。このニュースレターには、子育てについての記事を載せており、またセンターのサービスについての情報も掲載している。

十分な反応があれば、母親のためのサポートグループが実施される。約8～12名の親が、このグループに参加している。

## 子どもたちと若者のためのサービス

### ①おもちゃ、本、ビデオ、コンピューター・ライブラリー

この図書館は、遊びを通して親子間の積極的な相互作用を奨励すること、そして、子どものトータルな発達を高める上での遊びの重要性を促進する目的で始められた。このプログラムは、最初は人気のあるサービスであったが、時間が経つにつれ、親たちは興味を失っていった。親たちは、構造化されたプログラムが子どもたちのために組織されているような状況を好んだ。コンピューター・ライブラリー・サービスは、まだ利用可能である。しかし、現在は、子どもたちがコンピューター機器を利用したいときに立ち寄れるようなものとして、運営している。

### ②英語強化プログラム

これは、7歳になって公教育に入る前の、5～6歳の子どもたちのために、週に一度実施されているものである。プログラムの名前が示唆しているように、マレー語を話す家庭から、子どもたちがこのプログラムに参加する中で、英語をよりよく使えるようにすることをねらいとするものである。

### 読書プログラム

これも5～6歳の子どもたちのためのもので、読む力を高める手助けをするプログラムである。このプログラムは重要である。なぜなら、公教育システムに子どもたちが入ったとき、読み方を知ることが期待されるようになるからである。短期大学からのボランティアが、週に一度実施されるこのプログラムで、教師とし

て登用されている。

### ③授業プログラム

このプログラムは、小学校にいる子どもたちのために、ボランティアにより運営されている。子どもたちは、1～3名の小グループの中で教えられる。需要が大きく、またボランティアとスペースが足りないことから、センターでケースワーク・サービスを受けている家族に限定している。

### ④休暇プログラム

このプログラムがどういったものなのかについては多様である。ボランティアが、このプログラムの実施のためにも活用されている。

### ⑤若者のパートナー計画(Youth Befriender Scheme)

これは、ケースワーク・サービスを受けている、危機にある若者たちが対象である。若者たちは、ボランティアとペアになる。そして、ボランティアが授業をしたり、助言したりするために、若者に会っている。パートナー(Befriender)が勉強しながら若者たちを励まし、助けられるように、毎週、授業セッションが開かれている。非公式なおしゃべりセッション(chat sessions)が、ボランティアと若者の間の関係性を作り上げるのに、そして友情や仲間からの圧力といった増大する心配事について若者たちの手助けをするのに役立つ。

(訳 澁谷昌史)

## 「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」

### 韓国における児童福祉職員の専門性について

主任研究者 高橋重宏（日本社会事業大学）  
分担研究者 前橋信和（淑徳大学）  
研究協力者 高橋正子（日本女子大学）  
                  澁谷昌史（上智社会福祉専門学校）  
                  申 和静（林森大学）  
                  趙 ウンジョン（林森大学）

研究要旨：子ども虐待への社会的対応の実態を明らかにすること目的として、児童相談所、児童福祉施設、社会福祉士養成課程のある大学を中心に調査を実施した。課題として、職員の資格要件、民間団体・機関への公的援助のあり方等、日本と酷似した内容が挙げられた。

#### A. 研究目的

子ども家庭福祉分野における職員（ソーシャルワーカー）の専門性について、アメリカ、カナダ、イギリス、ニュージーランド、シンガポール、韓国の6カ国について、職員の資格、配置基準、職域、労働時間、職員の構成、待遇などの国際比較を行い、我が国の今後のソーシャルワーカーのあり方を明らかにする。その一環として、韓国における児童家庭福祉分野の専門職について、上記内容に関する調査を実施した。

#### B. 研究方法

上記の目的のもとに、文献研究と現地におけるヒアリング調査を実施した。

#### C. 結果

##### 1. 韓国の概要

正式名称は「大韓民国」。

首都はソウル（特別市）で、行政区域としては他に6カ所の広域市と9カ所の道からなる。

人口は約4,700万人（1999年）。首都ソウルの人口は約1,100万人で韓国人口全体の約4分の1を占め、ソウル近郊の京畿道を併せると全人口の約半分が大都市に密集する傾向にある。

位置はアジア大陸東部の半島にあり、日本には海峡を挟んで接している。南北に約1,000kmの国土を持ち、面積は約10万平方キロメートルで、ポルトガルよりも少し大きい。また、国土の70%が山岳地域で西部は緩やかな傾斜となっている。

日本とは古代以来文化、物資の交流が盛んであったが、日本による植民地支配等の歴史から一時交流が縮小していた。現在は本年のワールドカップサッカー共同開催など、様々な分野における交流が盛んになりつつある。

韓国においても、都市化、核家族化の進行と少子化が問題となっており、経済繁栄後の不況のもと、離婚の増加、教育問題、虐待問題などが児童家庭福祉分野における課題となっている。

##### 2. 韓国における児童虐待への対応

韓国においては儒教文化による家父長制が温存され、児童のしつけには体罰が必要であるとの通念があり、学校の先生に親が鞭を贈り子どもの世話を頼むという伝統的習慣が1960年代まで残っていた。そのため、1961年には児童福利法（1981年児童福祉法に改正）が制定され国や地方自治体の責務、虐待を受けた児童等保護を要する児童の保護、児童福祉施設等に関して規定がおかれていたが、児童虐待等に関する予防や専門的サービスについての規定は無かった。

1979年の国際児童年を契機として児童虐待に対する関心が高まり、同年に韓国社会福祉協議会がソウルに「児童虐待通告センター」を開設したが児童虐待の通告が全くなく1年で閉鎖された。

1985年に「児童虐待通告センター」がソウル市立児童相談所に開設され、公立機関として最初の取り組みであったが1989年までの5年間で96件の通告に過ぎなかった。

1989年には国際児童虐待防止協会（ISPCAN）副会長の Jaap E. Doek 博士の訪韓による5カ所のセミナー開催により韓国における児童虐待防止についての社会的関心が高まり、「韓国児童虐待予防協会」が設立され、韓国福祉財団によって全国16カ所に「児童虐待地域通告センター」が開設された。韓国児童虐待予防協会はソウル大学小児病院やソウル市立児童相談所と連携し、1989年から1991年の間に239件の通告を受け、具体的サービスを行った<sup>1)</sup>。

1998年にはマスコミによる児童虐待の実態報道が社会的関心を呼んだ。

1999年12月改正児童福祉法が国会を通過し、2000年7月から施行されている。

児童虐待に関しては、全国共通番号による24時間緊急虐待通告電話の運用開始、児童保護専門機関（児童虐待予防センター）の設置、通告の義務と児童保護専門機関や警察の執るべき措置などが盛り込まれた。

改正児童福祉法に基づき、全国17カ所に児童虐待予防センターが設置され、1年間に2,128件の通告を受け、一時保護や施設入所等の対応が行われている。

### 3. 中央大学 児童福祉学科 Kim Sung Chun 助教授

○韓国における児童福祉分野の専門資格について。

社会福祉分野に共通の資格として社会福祉士資格（社会福祉事業法）があり1級から3級に区分されている。

現行資格は1級は4年制大学で指定14科目を履修し卒業、2級は2年制の短期大学で指定14科目を履修し卒業、3級は保健福祉部長官が指定する教育訓練機関で（「韓国保健社会研究院」）の社会福祉士養成課程を履修後、社会福祉士協会（国が認証した民間団体）に申請し取得する。社会福祉士資格を取得後社会福祉士協会に登録する（登録は任意）。現在、社会福祉士は全体で約53,000人、うち1級は約35,000人。

2003年社会福祉士資格は国家資格化される。1級は大学において指定14科目を履修し卒業したものの（2級取得）等が国家試験に合格することにより取得する。

社会福祉士のほかには、精神保健社会福祉士（大学卒業後1年間病院での実習を経て取得、高待遇のため目指す人が多い）、保育教師（乳幼児保育法）の

ほか学会や協会などによる民間資格が多数ある。

児童福祉分野においては、児童相談所や児童虐待予防センター（法律名称は児童虐待専門機関）で相談、指導等に携わる職員（相談員）が配置されているが、児童相談固有の資格としては規定されていない（法令上の任用資格）。相談員には社会福祉学、心理学、教育学など多様な背景の人材が就労しており、社会福祉士はケースマネジメントやサポート体制の構築など、心理士は各種検査や心理治療など、教師は相談や指導などに特色を発揮している。児童相談所や児童虐待予防センターは民間主体に設置されており、多様な職種が混在しており待遇も設置主体に任されているのが現状である。

施設現場に社会福祉士1級の人材は少なく、管理職として少数配置されている。処遇現場では、2、3級又は保育教師や高卒資格者が多数である。

○中央大学児童福祉学科は卒業が4回目であり歴史は浅いが、社会福祉学科は40年の歴史があり福祉系学科を有する韓国有数の総合大学である。児童福祉学科としては社会福祉士、保育教師、幼稚園教師を養成しており、60名の学科卒業生のうち約8割が保育関係に、約2割が他の社会福祉関係に就職する。保育関係に就職すれば3～5年で課長待遇、5～8年で部長待遇となり管理職候補となる。大学として総合福祉館（セツルメント）や保育施設を運営している。

○児童福祉分野の専門職に関する今後の課題としては、①児童福祉分野は有るが児童福祉固有の資格はないので、児童福祉の専門性が不明確である、②子どもへの働きかけについてプログラムが一般化されていない、③仕事ハードなため、児童福祉分野への就職者の離職率が高い（児童虐待予防センターを例にすると、設置が偏在しており、調査に行くのも1日ばかりであったり、24時間対応のため少ない職員で宿直などもあり業務が厳しい）

### 4. 常緑保育園（養育施設＝児童養護施設）

定員100名、在籍74名

夫 清河（Bu Chong Ha）院長

○児童養護施設の状況について

全国で児童養護施設は237カ所。原則として18才までの児童が生活しているが、大学に入学すれば卒業まで在籍可能。当施設では今まで4人が大学に入学した。18才以降も就労自立のため施設に3年間

在籍が可能なところも女性用2カ所、男性用1カ所がある。

当園では、高校3年生に対する就職、生活自立プログラムの実施や、卒園後の自立生活援助（居室を提供し、基本的な生活費用は就労により自活させる）を行っている。

入所児童は全体として、家庭崩壊による離婚孤児が多い。離婚した場合、児童扶養手当や生活保護制度もあるが両親とも子どもの引き取りを拒否するため、兄弟で入所するケースが多い。それらはネグレクトと考えているが、被虐待児童とは分類されていない。

入所費用については、保護者の負担は全くない。平均すると経費の75%程度が公費負担で、その約25%が施設の負担となる。そのため、施設にとって後援組織や寄付が非常に重要である。当園では後援組織が整備されており、物資援助、財政援助がある。運営費全体の65%が公費で負担され、35%が後援会によって負担されている。

## 5. 保健福祉部 児童保健福祉課

張 浩演 (Jang Ho Yun) 事務官

Lee Seu Ran 事務官

韓国における児童虐待への対応は歴史が浅く、2000年度から児童虐待予防センターが活動を始め、2001年に児童福祉法が改正されており、様々な取り組みや改善途上である。保健福祉部では要保護児童の保護、児童福祉施設への委託、養子縁組、等に取り組んでいる。

虐待への対策については、全国に18カ所の児童虐待予防センターが児童福祉法に基づいて16カ所の市・道（地方自治体）別に設置されている。ソウル特別市に2カ所のほか中央児童虐待予防センターを加え、18カ所である。

児童虐待予防センターには、相談員が平均6名配置されており、緊急電話（1391 共通番号）への対応を含め24時間を3交代で運営している。中央については、個別対応はしないが、企画研究、調査等のため8名を配置している。

相談員の配置については、人口、面積配置とはなっておらず、計画的な配置を検討している。相談員の資格は大統領令によって規定されているが、社会福祉士1級が必要。虐待への対応については特別に、実習も含め100時間以上の関連科目の教育を韓国保健社会研究院において実施している。虐待以外の相

談員（児童相談所等）については特別な課程はない。

児童虐待予防センターの相談員については、基本は大卒による社会福祉士1級資格であるが、新規の事業であり修士課程修了者が多数である。待遇については、ソウル2カ所、プサン1カ所は公務員待遇で、所長は中央省庁の事務官待遇。他は民間委託のため道・市及び各設置主体に任せている。経費の負担割合は国約3割、地方約3割、残り設置主体となっている。

○具体の対応については、各児童虐待予防センターが行っているが、政府としてはマニュアルの整備、機関の連携によるサービス提供、ネットワークの形成を指導している。

通告義務の徹底に関しては、教師や医師に対し政府として協力を要請している。

現場調査（立ち入り調査）に関しては、児童虐待予防センターは民間機関、警察は国家機関であり協力体制の構築は今後の課題である。

警察と裁判所の連携の関しても、裁判所は訴追されてからの対応となり一般犯罪と同様の取り扱いとなっているため、保健福祉部として虐待事例は例外的取り扱いが必要であると働きかけている。例えば繰り返す子どもに証言させないよう1回の証言で証拠能力を認めるよう働きかけているが、13才未満の児童に証言能力を認めないという判例などもあり改善が難しい。

これには韓国社会の体罰やしつけに関する意識の問題もある。しつけに体罰は必要との意識が強いが、保健福祉部としては「首から上に体罰を行えば虐待である」といった広報も行っている。

児童福祉法に規定する虐待行為への罰則は適用された例はないが他法による虐待を含む行為に対する処罰はある。虐待行為に対し、家庭復帰をめざすとき、罰すべきかどうかは難しい問題、まず虐待の概念規定が必要だろう。一般性犯罪に対し、法務部（法務省）から資料提供を受けた場合、青少年保護委員会では審査の上、性犯罪者の身上を公開している。保健福祉部では内規がなく性的虐待を行った者の身上公開は行っていない。

## 6. ソウル特別市児童福祉センター

（児童相談所、一時保護所、児童虐待予防センター）

李 正喜 (Lee Jeong Hui) 所長

○児童福祉センターの業務は①一時保護、②虐待予

防センター、③児童相談所である。

100%市立の施設であり、職員も市の職員である。ソウル市にはもう1カ所 2001年から「市立児童相談治療センター」（民間設置の「東部児童相談所」が改称しソウル市からの業務を委託された）が一時保護所、虐待予防センター、児童相談所を運営している。

虐待予防センターとしては、漢江の南北で地域を分けている。

○相談員（心理を含む）は全員大学卒業で市職員として社会福祉職採用された者である。

勤続年数は平均 15 年。ソウル市では児童、障害など分野別に採用しているが、2001年には 200 人の採用があった。ソウル市内の区では各々自治体独自に採用している。

所長は社会福祉士 1 級で、待遇は 5 級（中央省庁事務官待遇）。

○24 時間対応

相談員が電話対応を行う。緊急の場合には警察との連携により緊急保護を実施する。保健福祉部令で 48 時間以内の対応が規定されている。

○一時保護

一室 5 人×10 室で 50 人定員。夜勤者は相談員 2 名。一時保護日数は 3 ヶ月以内とされているが、親が希望すれば 6 ヶ月まで可能である。就学年齢児童は早く措置するようにしている。就学前児童は捨て子が多い。家出、非行、迷子などで保護するが約 7 割は育児放棄による虐待と考えられる。

迷子については、迷子申告センターがあり、韓国福祉財団、警察、ソウル市立児童相談所が連携して対応している。親が約 9 割引き取る。

ソウル市内に一時保護施設は 5 カ所あり、年間約 1,600 人の児童を保護する。そのうち約 600 名が施設入所となる。

○虐待予防センター、一時保護施設、児童相談所の役割

虐待予防センター：通告の受理、受付、調査、記録等の整理

一時保護施設：一時保護、心理・健康診査

児童相談所：児童相談、アフターケア→地域の児童委員などのボランティアに引き継ぐことを考える。ボランティアは、家庭訪問、家事指導など家庭復帰後の見守り

機能（ジキミ）を果たす。

○全体としての課題

虐待予防センターには司法捜査権がなく、警察の同行がなければ一時保護できない。

親の精神的問題や暴力に対し、職員の安全対策が必要である。

## 7. 近隣愛会 中央児童虐待予防センター

李 一夏 (Yi Il Ha) 会長

Lee Ho Kyoon 所長

○韓国における児童福祉の概略

1950~60 年代に戦争孤児の保護を目的としてスタートした。キリスト教会や個人が孤児の保護を行い、海外からそのような教会や個人への援助が行われた。そのため、海外への依存のイメージが残っている。1950 年代には、孤児院として全国に約 600 カ所、20 万人の子どもが保護されていたが政府援助はなかった。

1970 年代に入り政府支援が始まった。国は結縁事業を進めた。

1980 年代に入り、産業化、核家族化、離婚の増加が進み、戦争孤児対策から障害問題、高齢問題に焦点が移行した。1989 年韓国ユニセフが資金援助を行い、ソウル大学の児童精神科医が中心となって「児童虐待予防協会」が発足し、韓国福祉財団を併せ全国 20 カ所の地方組織も出来た。

1990 年代に入り、児童施設は約 250 カ所、在籍 20,000 人以下となった。現在は約 17,000 人くらいの在籍状況。1990 年代まで、民間主体の児童福祉活動であり政府の理解が少なく児童福祉の発展は遅かった。1996 年、近隣愛会が「児童虐待相談センター」を設置し行政、民間団体に働きかけ虐待の通告体制を作ってきた。1997 年には家庭暴力防止法案、児童虐待防止法案が議員立法として提案され、家庭暴力防止法は成立したが、児童虐待防止法案は成立しなかった。そこで、1997~98 年にかけて、児童虐待予防協会や子ども関連団体、弁護士会などが参加する児童福祉法改正推進委員会を結成し児童虐待防止法制定又は児童福祉法改正をめざした活動を行い、公聴会も 4 回開催された。1999 年 12 月、虐待防止の内容を組み込んだ児童福祉法改正案が成立、200 年 1 月 12 日公布、2000 年 7 月 13 日施行となった。1999 年当時児童虐待予防センターは全国で約 40 カ所が設立されており、法的権限を与え、法に基づく承認を行うよう要望したが、全国 16 の市・道に各



1カ所、ソウル市にさらに1カ所が承認されただけである。17の虐待予防センターのうち14カ所の民間センターは、3年以上の実績、財政基盤をもとに審査され、近隣愛会設置5カ所、韓国福祉財団設置5カ所、児童保護施設設置2カ所、個人設置2カ所が承認された。そのほか近隣愛会15カ所、韓国福祉財団15カ所、児童保護施設3カ所が児童虐待予防センターとして活動可能なところである。子どもに関する相談については全国約40カ所の児童相談所があったが、公立児童相談所は全国でも数カ所であり、児童相談所のほとんどは養子に関する相談が主であり、17カ所の児童虐待予防センターには平均7～8名の職員が配置され、国からは5名分の経費が支出されている。9割以上が大学卒業で修士も多い。

専攻の内訳は、75%社会福祉学、6%児童福祉学、5%心理学、14%その他関連学科となっている。

○中央児童虐待予防センターは保健福祉部から近隣愛会に委託されている。主として児童虐待に関する統計、研究、啓発活動を行う。現在2000年7月に実施された「1391ホットライン」運用マニュアルの改訂、国家レベルの虐待に関するデータベースシステムの開発、現場調査（立ち入り調査）マニュアルの様式改定等に取り組んでいる他相談員研修にも取り組む予定である。

中央センターの職員は全員社会福祉士1級で、修士在学の1名を除き、修士5、博士終了1、博士1資格を有している。

## 8. まとめ

韓国における児童福祉分野の専門職については、児童相談所、児童虐待予防センターに相談員として配置されており、我が国同様に児童福祉法上に任用要件として職種ごとの資格が規定されている。要件

としては社会福祉士が基本とされており、社会福祉士資格は2003年には試験合格者に与えられる国家資格化が予定されている。

特徴、課題としては

- 1) 児童福祉分野固有の資格はないが（直接処遇職員として保育教師資格が規定されている）、社会福祉士資格が社会福祉分野共通の資格として個別法で任用資格として規定されている
- 2) 児童相談所、児童虐待予防センターに配置されている相談員は、実状としては多様な資格背景で配置されており、機関の設置、専門職員の配置基準が規定されていないこと、待遇等が民間主体で設置がすすめられており、設置主体にかなりの部分委ねられている
- 3) 2)のような状況から安全対策が不十分で、かつ業務が厳しいことなどもあって離、転職が多い
- 4) 児童虐待予防センターに関しては、事業が新しいこと、業務内容が高度な専門性を必要としていることから、任用、研修が他の相談員に比べ手厚くなっており、実状としては期待される要件以上の任用となっている

などである。

## 引用文献

1) 申 和静、「韓国における児童虐待に対する児童保護専門機関の役割に関する研究」、日本社会事業大学大学院修士論文、2002

## 参考文献

文 宣和、「児童虐待介入のための児童保護専門機関の発達と役割」、日韓社会福祉学術シンポジウム報告、2002

資料

(1)韓国児童福祉法

## 国会で議決された児童福祉法改正法律を公布する。

大統領令 金 大中 印  
2000年1月12日

国務 総理 金 ソンピル  
国務 委員  
保健福祉部 チャフンボン  
長 官

◎法律 第6,151号  
児童福祉法改正法律

児童福祉法を次の通りに改正する。

第1条(目的) この法は児童が健康に生まれ、幸福で安全に育つようにその福祉を保障することを目的とする。

第2条(用語の定義) この法で使用する用語の定義は次の通りである。

1. 「児童」とは18歳未満の者のことである。
2. 「保護を必要とする児童」とは保護者がいないか、保護者から離脱された児童、または保護者が児童を虐待する場合等、保護者の児童養育が不相当か養育する能力のない場合の児童のことである。
3. 「保護者」とは親権者、後見人、児童を保護・養育・教育する人またはその義務がある人、または業務・雇用などの関係で児童を保護・監督する者のことである。
4. 「児童虐待」とは保護者を含む成人によって児童の健康・福祉を害するか、正常な発達を阻害する身体的・精神的・性的暴力、または苛酷行為及び児童の保護者による遺棄と放任のことである。
5. 「児童福祉施設」とは第14条の規定によって設置された施設のことである。
6. 「児童福祉施設従事者」とは児童福祉施設で児童の相談・指導・治療・養育その他、児童の福祉に関する業務を担当する者のことである。

第3条(基本理念)①児童は自分、または父母の性別、年齢、宗教、社会的身分、財産、障害有無、出産地域等による差別なく、育たなければならない。

②児童は完全で調和した人格発達のために安定した家庭環境で幸福に育たなければならない。

③児童に関する全ての活動において児童の利益が最優先的に考慮されなければならない。

第4条(責任)①国家と地方自治体は児童の健康と福祉増進に努力し、そのための施策を施行すべきである。

②児童の保護者は児童を家庭の中で成長時期に合せて健康で安全に養育すべきである。

③全ての国民は児童の権益と安全を尊重し、児童を健康に養育すべきである。

④国家と地方自治体は障害児の権益を保護するために必要な施策を講ずるべきである。

第5条(子供の日) 子供に対する愛と保護の精神を高めることによって、子どもが正しく、美しく、賢く、たくましく育つために毎年5月5日を子供の日とする。

第6条(児童委員)①市・郡・区(自治区のことである。以下同様である。)に児童委員をおく。

②児童委員はその管轄区域の児童に対して、常にその生活状態及び家庭環境を詳しく把握して児童福祉に関して必要な援助と指導を行い、児童福祉指導員及び関係行政機関と協力するべきである。

③児童委員はその業務の円滑な遂行のために適切な教育が受けられる。

④児童委員は名誉職とするものの、児童委員については手当が支給できる。

⑤児童委員に関して必要な事項は当該の市・郡・区の条例で定める。

第7条(児童福祉指導員)①児童福祉に関する次の各号の事項を行うために特別市・広域市・道(以下「市・道」という)及び市・道・郡に児童福祉指導員をおく。

1. 保護を必要とする児童に対する適切な保護措置。
2. 児童及びその家族、または関係人に対する相談。
3. 児童指導に必要な家庭環境の調査。
4. 児童に関する専門的な技術者の指導を必要とする場合、個別・集団指導及びその斡旋。
5. 児童福祉施設、または保護を必要とする児童に対する調査・指導及び監督。
6. 児童のための地域社会資源の活用斡旋。
7. 地域社会の学校不適応児、非行青少年に対する予防・指導及び援助。
8. その他、児童の福祉増進及び育成に関する業務。

②児童福祉指導員は社会福祉専門公務員として資格、その他必要な事項は大統領令とする。

第8条(保健所)保健所はこの法によって次の各号の業務を行う。

1. 児童の伝染病の予防措置。
2. 児童の健康相談、身体検査と保健衛生に関する指導。
3. 児童の栄養改善。

第9条(児童の健康及び安全)①児童の保護者は児童の健康維持と向上のために最善の注意と努力を尽くすべきである。

②国家は大統領令が定めることによって児童福祉施設と児童用品に対する安全基準を定めて児童用品を製作・設置・管理する者が遵守するようにすべきである。

③児童福祉施設、幼児保育施設、幼稚園、小・中・高等学校の長は大統領令が定めることによって交通安全、薬の物誤・濫用の予防及び災害対応安全教育を実施すべきである。

第10条(保護措置)①市・道知事または市長・郡守・区庁長はその管轄区域の中で保護が必要な児童を発見し、保護者の依頼を受けた場合には児童における最上の利益のために大統領令が定めることによって、次の各号の必要な保護措置をすべきである。

1. 児童福祉指導員、または児童委員からの保護を必要とする児童、またはその保護者に対する相談・指導を行うこと。
2. 保護者、または代理養育を望む縁故者に対して、その家庭で保護養育ができるように必要な措置をすること。
3. 児童の保護を希望する者に保護を必要とする児童の保護を委託すること。
4. 保護を必要とする児童が適切な児童福祉施設に入所できること。
5. 薬物及びアルコール中毒・情緒障害・発達障害等で特殊な治療や養育などの保護を必要とする児童を専門治療機関、または療養所に入院、または入所させること。

②市・道知事、または市長・郡守・区庁長は第1項第3号、あるいは第5号の規定による措置まで必要な場合には適当であると認める者に一時委託して、その保護を必要とする児童を保護できる。

③市・道知事、または市長・郡守・区庁長は第1項第3号、あるいは第5号の措置をする際には、

保護を必要とする児童の意思を尊重すべきであって、保護者のいる場合にはその意見を聞くべきである。

④市・道知事、または市長・郡守・区庁長は第1項第1号、あるいは第3号の保護措置が適合しない者に対して第1項第4号の保護措置ができる。この場合、施設の長は当該の保護を必要とする児童の個別保護・管理計画を立てて保護すべきであって、保護を必要とする児童の保護者を参加させることができる。

⑤市・道知事、または市長・郡守・区庁長はその管轄区域の中で、薬物及びアルコール中毒、情緒障害、発達障害など、問題発生の可能性のある児童の家庭に対して予防のための適切な措置を講ずるべきである。

第11条(施設保護児童に対する退所措置等)①第10条の規定によって児童福祉施設に入所し、保護を必要とする児童の年齢が18歳になったか、保護の目的を達成したと認められた時には当該の施設の長はその保護中の児童を退所させなければならない。

②第1項の規定にもかかわらず、その施設で続けて保護養育が必要であると認められた時には大統領令が定めることによって、施設の長がその保護期間を延長できる。

第12条(親権喪失申告等の請求)市・道知事、または市長・郡守・区庁長は児童の親権者がその親権の乱用や顕著な非行、その他、親権を行使できない重大な事由があることを発見した場合、児童の福祉のために必要であると認めた時には法院に親権行使の制限、または親権喪失の宣告を請求すべきである。

第13条(児童の後見の選任請求)①市・道知事、または市長・郡守・区庁長は親権者、または後見人のいない児童を発見した場合、その福祉のために必要であると認める時には法院に後見人の選任、または解任を請求すべきである。この場合は該当の児童の意見を尊重すべきである。

②児童福祉施設に入所中の保護を必要とする児童に対しては「保護施設にいる未成年者の後見職務に関する法律」を適用する。

第14条(児童福祉施設の設置)①国家、または地方自治体は児童福祉施設を設置することができる。

②国家、または地方自治体外の者は管轄の市長・郡守・区庁長に申告して児童福祉施設を設置することができる。

③児童福祉施設の施設基準及び設置等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。

第15条(休止・廃止などの申告)第14条第2項の規定によって申告した児童福祉施設を廃止、または休止するか、その運営を再開しようとする者は保健福祉部令が定めることによってあらかじめ市長・郡守・区庁長に申告すべきである。

第16条(児童福祉施設の種類)①児童福祉施設の種類は次の通りである。

1. 児童養育施設：保護を必要とする児童を入所させて保護、養育することを目的とする施設。
2. 児童一時保護施設：保護を必要とする児童を一時保護し、児童に対する今後の養育対策樹立及び保護措置を行うことを目的とする施設。
3. 児童保護治療施設：不良行為をしたり不良行為をしたりする恐れのある児童として保護者がいなか、親権者や後見人が入所を申請した児童、または家庭裁判所、地方法院、少年部支院の保護委託された児童を入所させて、彼らを先導して健全な社会人に育成することを目的とする施設。
4. 児童職業訓練施設：児童福祉施設に入所している満15歳以上の児童と生活が困難な家庭の児童に対して自活に必要な知識と機能を習得させることを目的とする施設。
5. 自立支援施設：児童福祉施設の退所者に就業準備期間、または就業後、一定期間保護するによって自立を支援することを目的とする施設。
6. 児童短期保護施設：一般家庭に児童の保護が困難な一時的な事情がある場合、児童を短期的に保